

特別養護老人ホームアイリスおおいた
高齢者総合福祉施設アイリス清心園
外壁塗装一部防水工事 仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、社会福祉法人虹の会(以下「甲」という。)が運営する、特別養護老人ホームアイリスおおいた、高齢者総合福祉施設アイリス清心園の外壁及び屋上塗装一部防水工事に関する工事についての内容、方法、条件等を示す。

(履行場所)

第2条 履行場所は、次のとおりとする。

(1) 施設名称 特別養護老人ホームアイリスおおいた
高齢者総合福祉施設アイリス清心園

(2) 所在地 大分県大分市大字横尾 4451 番地の8、4451 番地の19

(3) 履行場所 特別養護老人ホームアイリスおおいた
高齢者総合福祉施設アイリス清心園

(安全対策)

第3条 本工事期間中、利用者及び来館者、通行者等の安全対策は十分におこなうこと。

(作業日時)

第4条 本工事の作業時間は、原則 午前9時00分から午後5時00分とする。作業内容等によりこの作業時間により難い場合は、事前に甲と協議するものとする。

(工事内容)

第5条 施設の運営に支障が出ないよう、専門事業者として効率性、実効性、技術力の専門知識を駆使し、趣旨を十分に認識し、誠意をもって対応すること。

2 工事範囲については、次のとおりとする。

【特別養護老人ホームアイリスおおいた 外壁及び屋上】

(1) 塗装・防水工事

- ・屋上陸屋根砂付ルーフィング部
- ・R部折板屋根
- ・R部2F外壁
- ・丸柱
- ・火打ち鉄骨
- ・軒樋

- ・軒天

- ・雑シーリング

【高齢者総合福祉施設アイリス清心園 外壁及び屋上】

(1)塗装・防水工事

◎外壁補修工事

- ・外壁クラック補修
- ・上部庇上貫通クラック補修
- ・壁爆裂補修
- ・軒天クラック補修

◎シーリング工事

- ・建具廻りシーリング材剥ぎ取り打替え
- ・打ち継ぎ目地シーリング材剥ぎ取り打替え
- ・雑シーリング材

◎防水工事

- ・庇上部
- ・玄関屋上

◎塗装工事(高压洗浄含む)

- ・外壁
- ・手摺壁 2.3F
- ・階段室外壁
- ・軒天
- ・階段室軒天
- ・樋
- ・1F 玄関上瓦棒

【共通仮設工事】

- ・安全設備・対策
- ・材料コンテナ設置
- ・養正
- ・廃材処理
- ・現場事務所トイレ

【直接仮設工事】

- ・仮設足場組立解体工事
- ・養正シート
- ・昇降設備
- ・仮設足場材運搬

(保証期間)

第6条 本工事における屋上防水保証期間は、工事終了後、10年間とする。

(秘密の保持)

第7条 乙並びに業務責任者及び業務従事者は、業務の遂行上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(規定外事項)

第8条 本仕様書の各条項の解釈について疑義を生じた場合や取り決めのない事項に関しては、甲と乙は協議し、重要事項については文書で取扱い、誠意をもって解決を行うものとする。

工事特記仕様書

1. 建築材料の製造品、製品、施工業者等は、特記されたものまたは同等品以上とする。
ただし、同等以上とする場合は、承認を必要とする。
2. 本工事に使用する材料は、J I S規格に合格する製品とし、規格制定のないものについては、それぞれの性能表を提出のこと。
3. 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とし、見本、材質、性能、施工要領等について必要書類等を提出し、承認を得ること。
4. 着工時、工事中、完成時の工事写真を提出すること。
5. 提出書類
 - ・施工計画書
 - ・施工図
 - ・主要機器、材料メーカーリスト
 - ・その他提出書類
 - ・工事着工届
 - ・工事内訳明細書
 - ・現場代理人、主任技術者届
 - ・工事工程表
 - ・各工事保証書
6. 既存部分と今回工事の取合部分で破損損傷させた箇所は、今回工事仕上げ及び旧仕上げ同材によって速やかに補修しなければならない。
取合部分以外においても、今回工事による損傷と認められた時も同様とする。
7. 本工事により、近隣施設及び工作物に破損損傷の場合は、請負者負担にて速やかに復旧しなければならない。また工事中の近隣からの苦情は誠意をもって対応し処理すること。
8. 本工事に伴う騒音振動対策について、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染等の問題については、施工計画及び工事の実施の各階段において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
9. 労働基準法、労働安全衛生規則、その他関連法規を厳守し、工事現場の人身事故、火災、盗聴防止に留意すること。